



両立支援等助成金

(出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」)

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の要件に該当する雇用保険の適用事業所の中小企業

第1種：男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成

<主な要件>

- ・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
 - ・男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること
 - ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
- ※育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣を含む）した場合、加算して支給（代替要員加算）
- ※自社の育児休業の取得状況を示す以下の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合、加算して支給（育児休業等に関する情報公表加算）
- (1) 男性の育児休業等取得率
 - (2) 女性の育児休業取得率
 - (3) 男女別の平均育児休業取得日数

第2種：上記第1種の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成

<主な要件>

- ・第1種の支給を受けていること
 - ・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
 - ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
 - ・男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度（以下、「年」という）以内に30%以上上昇していること
- または第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合に、次の3年以内に2年連続70%以上となること
- ・育児休業を取得した男性労働者が、第1種の申請に係る者の他に2人以上いること

受給内容

第1種	育児休業取得	20万円	※1回限り
	代替要員加算	20万円（3人以上45万円）	
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円	
第2種	育児休業取得率が30%以上上昇した場合	1年以内に達成：60万円 2年以内に達成：40万円 3年以内に達成：20万円	※1回限り
	2年連続して育休対象の男性が5人未満、かつ、育児休業取得率が70%以上の場合	1、2年目に達成：40万円 2、3年目に達成：20万円	

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）